

平成22年3月5日

総務省 情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 107-0062

住所 とうきょうとみなとくみなみおおやま ちょうめ ほん1ごう  
東京都港区南青山1丁目1番1号

しんあおやまびるにしかん 8 かい  
新青山ビル西館8階

社名 株式会社ナノ・メディア

氏名 代表取締役社長 ふじの ちあき  
藤野 千明

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に対する意見

記

開設計画の認定を一申請者に対して行うことは、全く新たな放送サービスの観点から、ユーザーの混乱を回避し、市場の早期立ち上げに寄与すると考え賛同いたします。

サービス提供者の立場からは、一方式となることにより、開発負担の軽減が図れ、又、技術、表現、コミュニケーションの質を高めあう相乗効果も期待できると考えます。

14.5MHz 幅が一方式に割り当てられることにより、設備投資の効率化が図られ、利用帯域辺りのコストの低減につながるとともに、サービスの多様化が進むと考えます。

端末開発の観点からも、一方式は開発費の軽減を図れることにつながり、価格、また分かりやすさの点からもユーザーが端末を購入しやすい状況を作ることになると考えます。

以上

## 意見書

平成22年3月5日

総務省情報流通行政局

放送政策課 御中

放送技術課 御中

郵便番号：101-0063

とうきょうとちよだくかんだあわじちょう

住所：東京都千代田区神田淡路町2丁目

3番地 トーセイビル3F

氏名：ハリスコミュニケーションズ

林 永瑞 (リン ヨウレイ)

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	ご意見
(別添 11) 基地局開設 指針案	グローバル市場で普及する方式を採用する事が望ましい選択と考えます。国内外の多様なメーカーから最適な機器調達が可能となり、メーカー間の健全な競争が促進されます。結果としては、視聴者の利益を最大化、放送全体の普及と発展への貢献、及び国としてのグローバル市場での普及への取り組みを示すことと考えます。

意見書

平成 22 年 3 月 5 日

総務省情報流通行政局

放送政策課 御中

放送技術課 御中

郵便番号：22631-470

(ふりがな) あん えばんどろ りんす え しるぶあ さら ばらだ ていゆ  
か りお て じゃねいる あーるじえい ぶらじる

住所：An Evandro Lins e Silva, 840 sala  
1314 - Barra da Tijuca - Rio de Janeiro  
- RJ, Brazil

(ふりがな) あるべると ぶらんこ しーいーおー ばるていしべ ていーびー  
氏名 (注 1) : Albert Blanco, CEO,  
Participe TV

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙  
のとおり意見を提出します。

注 1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	ご意見
(別添 11) 開設指針案 別表第二 1-2  別表第三 1-2  (受信設備の普及に関する事項)	<p>Participe TV の CEO として、携帯電話事業者やコンテンツ提供会社、および多チャンネル放送事業者と共同で無料放送と有料放送サービスをそれぞれ ISDB-T ワンセグと MediaFLO で提供するハイブリッド受信機をブラジル市場に投入するべく活動しております。</p> <p>開設計画の審査においては、低廉な受信端末の普及の観点から、国内外問わずより多くの端末メーカーの参入を可能とするグローバルスタンダードの採用について留意することが最も重要であると考えます。また同様に消費者への利便性を考えた場合、移動体環境で特に重視される電池消費の抑制に対する考慮などは重要な指標であると考えます。</p>

意見書

平成22年3月5日

総務省情報流通行政局

放送政策課 御中

放送技術課 御中

郵便番号：100-0006

(ふりがな) とうきょうと ちよだく

ゆうらくちょう 1-7-1

ゆうらくちょう でんきびる みなみ

かん 7かい

住所：東京都千代田区有楽町 1-7-1

有楽町電気ビル南館 7階

(ふりがな) ぱんてっく・わいやれす・

じゃぱん かぶしきかいしゃ

きむ よんいる

氏名(注1)：パンテック・ワイヤレス・

ジャパン株式会社

金 栄日

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	ご意見
(別添 11) 開設指針案 別表第二 1-2  別表第三 1-2  (受信設備の普及に関する事項)	グローバル方式を採用し国内外の多様なメーカーの参入を図ることは、魅力的でかつ端末価格の低い受信端末を市場にもたらし、サービス普及を促進するものと考えます。また、視聴者の利益の観点から見ても(多様な端末機の普及、端末価格の低廉化、モバイル利用における低消費電力への配慮等)は重要な項目であると考えます。

様式

## 意見書

平成21年3月4日

総務省情報通信政策局  
放送政策課 御中

郵便番号 154-0012

住所 トウキョウトセウカクヤクコマサリ  
東京都世田谷区駒沢4-15-20

氏名 ビックピクチャーインターナショナル  
(株)Big Picture International  
マーク D. フォティ  
代表取締役社長 Marc D. Fuoti  
(日本エンターテイメント&メディア協会 会長)

「207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案」  
に関し、別紙のとおり意見を提出致します。



私は、アメリカ人のビジネスマンで、在日21年、うち16年間はメディアやエンターテインメントの業界に携わってきました。現在は、(株)Big Picture International という国際的なコンサルティング会社を経営しており、また、在日米国商工会議所のメンバーで、先日インターネット・エコノミー白書を発表した情報通信技術委員会に参加しています。私自身、この白書の執筆メンバーの一人であり、この白書の中では日本の情報通信における競争政策、標準設定の手順や周波数政策などに関して多くの言及や提言をしております。このように携帯端末向けマルチメディア放送に多大なる関心を寄せる立場にある者として、これから述べる事柄が日本のICT、メディア及びエンターテインメントの分野の発展に寄与し、関連企業にとって新たなビジネスチャンスをもたらすことを願っております。

日本における携帯端末向けマルチメディア放送に関する免許の発行は、この分野の将来的な規模とその重要性を考えると非常に重大な問題であり、慎重に扱われるべきと思います。同様に重要になってくるのが、その免許がどの分野および事業者に降りるかを決定するプロセスそのものだと思います。これは新しくしかも前途有望なテクノロジーの立ち上げですので、そのプロセスの目標は、各種の新規事業モデルが芽吹くような競争性のある環境を作り上げ、最終的には利用者が最も益を得ることのできるよう設定すべきであると思います。免許を取得する分野及び事業者の選定につきましては、公平かつ客観的であることはもとより、参加事業者のみならず大局的な実業界から見た透明性をも意識するべきであります。

「207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案」の中で、総務省は、あきらかに2つのテクノロジーが共存できる周波数帯において、唯一一つの事業者に割り当てるという方針を最近公表しました。また、ふたつ以上の申請があった場合は比較審査という形をとるともありました。ふたつの事業者に免許が発行されることにより、市場優先型の競争的環境を設定し、初期段階のビジネスモデルや実験的、革新的なアイデアが多々生まれる可能性があるにも関わらず、それを看過しているという意味でこの決断はとても遺憾と言わざるを得ません。よって、以下の要請をさせていただきます。

携帯端末向けマルチメディア放送サービスにおいて、唯一一つの申請者に免許を与えるという総務省の決断の論理的根拠と、この決断が日本の消費者と経済にどのような効果をもたらすと考えられたのか、その理由をお聞かせ下さい。

この市場志向型メカニズムが広く普及した成熟経済の時代に、もっとも公平、客観的かつ

透明性を誇らねばならない周波数割当において、旧態依然たるコマンド・コントロール型の比較審査のような手順が採用されたというのは非常に残念であり、ひいては日本が世界の趨勢に合わせる機会を自ら逸したとも言えます。もし、この比較審査（世界的な視点においても、主観的、不透明であり、潜在的に不公平であると見られています。）という手段が敢えてとられるのであれば、それに対して以下の要請をさせて頂きたいと思います。

比較審査をすべての関係者に対してオープンにして頂きたいと思います。国会中継がTVで放映され三役会議が YouTube で見られるように、総務省における事業者決定のプロセスも公にされるべきと考えます。より透明かつ開放的なガバナンスへの移行は紛れもなく起きつつあることであり、それこそがインターネット時代の象徴ともいうものであります。

最後に私が強調したいことは、日本にとってグローバルマーケットに後れを取らず肩を並べることと国際的な相互運用性に配慮することの重要性です。2008年5月20日付の「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会 報告書（案）」の中にも『我が国のICT分野における国際競争力向上のためには、日本国内のみならず、世界中のユーザの多様なニーズに対応できることが望ましいので、一つの技術方式に絞り込む必要はない』と書かれてありました通り、グローバルビジネスが増え続ける現代においては、コンテンツやアプリケーションを世界中の市場とやり取りすることは必須でありまた促進されるべきであります。日本はこの重要な既存及び新興の事業分野においてグローバルリーダーとなる機会を手に入れているのです。それを実現するためには、国際的な協調関係への配慮を忘れてはなりません。

以上

意見書

平成22年3月5日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 140-0002

とうきょうとしながわくひがししながわ

住所 東京都品川区東品川3-32-42

氏名 (株)フジミック

わたべ いくお  
専務取締役 渡部 郁夫

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>11) 特定基地局の開設に関する指針案 五-2~3</p> <p>申請することができる周波数の帯域幅は14.5MHzとし、開設計画の認定は、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に対してするものとする</p>	<p>特定基地局の開設の指針案について賛同します。</p> <p>① 認定する事業者数を1とし、14.5MHzの帯域幅を運用させることは、一つの技術方式による単一マーケットの早期醸成を促進し、送信や受信に係るコストを低減してユーザの負担を軽減、コンテンツやサービスが発展するという観点からも適当であると考え賛同いたします。</p> <p>② 電波の能率的な利用確保のためには、14.5MHzの帯域幅内でガードバンドを必要とせず、ワンセグ受信機と同じISDB-T方式をベースとしているISDB-Tmm方式が、最適な技術方式と考えます。</p>

意見書

平成 22 年 3 月 5 日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 105-8070  
住所 東京都港区海岸 1-15-1  
氏名 (株) 扶桑社  
取締役 岡部要一

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>11) 特定基地局の開設に関する指針案            五-2~3 申請することができる周波数の帯域幅は 14.5MHz とし、開設計画の認定は、当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に対してするものとする</p>	<p>指針案に賛同いたします。</p> <p>市場の早期成長を目指すためには、複数事業者による投資の無駄を防ぐべきであると思われます。また、認定を単一事業者とすることによって、ガードバンドの設定を行う必要がなくなり、電波の有効利用につながると考えます。</p> <p>中でも ISDB-Tmm 方式は、ワンセグ端末と同じ ISDB-T 方式をベースにしていることから、既存のハードウェア・ソフトウェア資産を有効に活用することができます。国際市場展開を視野に入れた端末普及の観点においても、最適な技術方式と考えます。</p>

## 意見書

平成 22 年 3 月 5 日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 105-8487

住所 東京都港区虎ノ門2-5-10

氏名 (株) ポニーキャニオン

取締役 細字 慶一

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、以下のとおり意見を提出します。

### 記

該当箇所：五頁 五の3

「二以上の場合はそれぞれの申請について別表第三の基準により比較審査を行い、当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に対してするものとする。」について

### 意見

指針案に賛同いたします。

過去のコンテンツ配信における例を鑑みるに、技術的方式を複数にすることは、コンテンツの変換や管理などの多大なる費用負担を発生させ、円滑なるコンテンツ流通を阻害するものであります。また、共有することの出来ない複数の技術方式を並立させることによる投資の無駄は、受益者負担の原則からもコンテンツの価格の引き上げを招き、コンテンツマーケットの育成に多大なるダメージをもたらすものと考えます。

なお、ISDB-Tmm 方式は、現在の携帯端末で一般的に利用されているワンセグ受信の技術を流用するものであり、インフラ事業者、コンテンツ事業者の参入障壁を下げ、ひいてはコンテンツ流通の促進に寄与し、早期マーケット育成に貢献できる最適な技術であると考えます。

以上

## 意見書

平成 22 年 3 月 2 日

総務省 情報流通行政局  
放送政策課 御中  
放送技術課 御中

郵便番号 470-0194

住所 あいちけんにつしんしあさだちようじょうのう 80  
愛知県日進市浅田町上納 80

氏名 ますぶろでんこうかぶしがいしゃ  
マスプロ電工株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう はしやま よしまさ  
代表取締役社長 端山 佳誠

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。



該当箇所	意見
207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針  申請することができる周波数の帯域幅は、14.5MHz とする	14.5MHz の帯域すべてを 1 事業者に割り当てるのではなく、申請があった場合は 2 事業者まで割り当てが可能であるべきと考えます。  マルチメディア放送の普及及び健全な発展のためには競争が必要であり、2 事業者のほうが視聴者の選択の幅が広がりますし、インフラの設置時の競争もあり市場活性化の効果がより期待されます。
開設計画の認定（開設計画の認定は、申請の数が一の場合は当該申請に対してするものとし、申請の数が二以上の場合は比較審査を行い、当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に対してするものとする）	グローバルに普及する方式が採用されることで、国外市場への対応が可能になり、コスト競争力のある放送設備の提供に繋がると考えられます。

以上

## 意見書

平成 22 年 3 月 2 日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号：151-0063

(ふりがな)とうきょうとしぶやくとみがや

住所：東京都渋谷区富ヶ谷 2-21-10 木島ビル 2 階

(ふりがな)かぶしきがいしゃゆーあいーじゃぱん

法人名：株式会社 UIE ジャパン

(ふりがな)ほさか こうじ

代表者氏名：穂坂 浩司

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>(別添 11)</p> <p>207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する 特定基地局の開設に関する指針案</p> <p>五 3 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項 その他必要な事項</p>	<p>①一方式に賛同します</p> <p>②ISDB-Tmm 方式を支持します</p> <p>②につきましては、以下がその理由でございます。</p> <p>(ア)33セグ一括送信実現による電波の有効利用ができ、効率的なインフラ整備が可能となる。</p> <p>(イ) ISDB-T をベースにしていることから、地デジ、ワンセグ等、既存のメディアのハードウェア・ソフトウェア資産を有効利用できる。</p> <p>(ウ) (ア)、(イ) より、早期の事業性確立に優位である。</p> <p>(エ) ISDB-T 方式の国際展開戦略との親和性が高い。</p>

意見書

平成22年3月5日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中  
放送技術課 御中

郵便番号 108-0075

(ふりがな) とうきょうとみなとくこうなんにちゆうめじゅうくほんいちごう  
住 所 東京都港区港南二丁目16番1号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 UQコミュニケーションズ株式会社  
たなか たかし  
代表取締役社長 田中 孝司

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>(別添11) 207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案 「別表第二 開設計画の認定の要件 一開設計画の適切性及び計画実施の確実性 2受信設備の普及に関する事項」及び「別表第三 開設計画の認定の比較審査基準 一開設計画の適切性及び計画実施の確実性 2受信設備の普及に関する事項」</p>	<p>受信設備の普及のためには低廉かつ多様な受信設備の開発が重要であり、そのため国内及び国外の多くのメーカーの参入可能性を測る観点から、開設計画の審査「受信設備の早期普及」においては国際的な普及状況について留意すべきと考えます。</p> <p>また、携帯端末向けマルチメディア放送は、他の通信機能を活用することによる放送と通信が連携したサービスが期待される場所ですが、放送と通信を内包するモバイル機器が普及するためには消費電力が大きな要素の1つであることから、開設計画の審査においては、低消費電力の実現への取組みや計画についても考慮されるべきであると考えます。</p>

以上

## 意見書

平成 22年 3月 5日

総務省情報流通行政局

放送政策課 御中

放送技術課 御中

郵便番号 100-0004

(ふりがな) とうきょうとちよだくおおてまち にほんびる

住所 東京都千代田区大手町2-6-2 日本ビル

(ふりがな) かぶしがいしゃ るねさすてくのろじ

名称 株式会社ルネサステクノロジ

(ふりがな) よしまつ かずひこ

代表者 吉松 一彦

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙  
のとおり意見を提出します。

該当箇所	ご意見
<p>「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案新旧対照表」の全般</p>	<p>ISDB-T をベースにした方式にすることは、地デジおよびワンセグなど既存メディア向けのハードウェア及びソフトウェアリソースを有効に利用できることから、望ましいと考える。また既存リソースの活用が可能なことから、早期の事業性確立が図れると思われ、投資資源の早期回収の面からも望ましいと考える。</p> <p>また既に海外への展開を図っている ISDB-T をベースにすることは、従来の展開方針との親和性も良く、採用機会も増すことが推測される。それにより設備の標準化が進み、事業展開に際するコスト低減に繋がることも推測され、望ましいと考える。</p>
<p>「207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案」の「五-3」</p>	<p>受託事業者に複数の申請があった場合、比較審査により 1 社とすることは、開発資源の有効活用や開発製品の採用機会拡大が期待でき、望ましいと考える。</p>

以上

意見書

平成 22年 3月 5日

総務省情報流通行政局

放送政策課 御中

放送技術課 御中

郵便番号：160-0023

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくく

にししんじゅく7-20-1

住所：東京都新宿区西新宿7-20-1

すみともふどうさんにししんじゅくびる27かい

住友不動産西新宿ビル27階

(ふりがな) ろーで・しゅわつ・じゃぼん かぶしがいしゃ

氏名 (注1)：ローテ・シュワツ・ジャパン(株)

かさい のぶひろ

笠井 伸啓

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。



該当箇所	ご意見
(別添 11) 開設指針案	グローバル市場で普及している方式はマーケットサイズが国内のみの方式に対するマーケットサイズと比べると非常に大きく、対象となる国内機器メーカー、コンテンツ開発ビジネスにとっては、またとないビジネスチャンスと考えます。また、国際競争の促進による結果として得られる視聴者の選択肢や利益もそれに伴い大きくなると考えます。このため、開設計画の審査においては、グローバル市場での普及への取組みについて留意すべきと考えます。